平成２２年（フ）第１４９６号
名古屋市千種区山門町１丁目12番地の７　メゾン千種５Ｄ
債務者　榊原　和昭
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５００号
名古屋市港区港陽１丁目１番50号　ファミール港陽ベイレジデンス105号
債務者　山本ユリコこと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＮＥＵＳＡ　ＹＵＲＩＫＯ　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７７号
福岡県中間市土手ノ内１丁目８番10号
債務者　秋吉　　健
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６１号
北九州市小倉南区沼緑町５丁目２番５号
債務者　後藤　裕盛
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７０号
北九州市戸畑区天神１丁目10番４号
債務者　斯波　京子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７３号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番29―303号
債務者　橋田　博樹
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７５号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目６番１―405号
債務者　水本　勝美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７７号
北九州市小倉南区八幡町６番３―401号
債務者　髙倉　美枝（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７９号
北九州市八幡東区日の出１丁目16番34号
債務者　田中　岩雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８８号
北九州市若松区大谷町７番13号
債務者　池尻　成寿
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０２号
北九州市小倉南区中曽根４丁目10番１―310号
債務者　青木　和夫
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０３号
北九州市小倉北区上富野４丁目11番７号
債務者　片山かおる
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０５号
北九州市八幡西区浅川台２丁目７番２―303号
債務者　小田キクヨ
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３１号
北九州市小倉南区南方２丁目８番26号　203
債務者　山田　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３４７号
福岡県中間市中尾１丁目８番15―403号
債務者　藤川千代美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８９０３号
大阪府枚方市町楠葉１丁目８番６―302号
債務者　Ｆ＆Ｙサービスこと　吉井　文彦
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２２号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番34―303号
債務者　栗田　昌俊
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３２８号
大阪府枚方市出屋敷元町２丁目23番29号
債務者　大矢　順子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部